支払い猶予等の制度

納税が難しい方はご相談ください

地方税

新型コロナウイルス感染症に納税 者(家族も含む)が感染した場合や 感染症の影響で、地方税を一時的に 納付することができない場合は、猶 予制度があります。詳しくはお問い 合わせください。

→納税課(内510)

国税

国税の納税猶予に関しては、国税 庁HPをご覧いただくか、お電話く

問国税局猶予相談センター☎(0120) 948-271 (月~金曜日 (祝日除く) 午前8時30分~午後5時〕

水道料金・下水道使用料の

一時的に水道料金・下水道使用料の支払いが困難な方へ、最 長4か月支払いを猶予する制度があります。申請方法など詳し くは水道局HPをご覧いただくか、お電話ください。

間都水道局多摩お客さまセンター☎(0570)091-101 ※ナビダイヤルを利用できない場合は☎(042)548-5110

国分寺市国民健康保険・介護保険加入者向け

→保険年金課(内314)/高齢福祉課☎(042)321-1301

- ☑新型コロナウイルス感染症の影響で次の(1)(2)いずれかに該当する
 - (1)主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った国民健康保険は世 帯、介護保険は第1号被保険者
 - (2)主たる生計維持者の事業・不動産・山林・給与収入(事業収入等)の減少が 見込まれ、国民健康保険は次の①~③に該当する世帯、介護保険は次の ①③に該当する第1号被保険者①事業収入等のいずれかの減少額が前年 の当該事業収入等の額の10分の3以上である②前年の合計所得金額が 1,000万円以下である③減少することが見込まれる事業収入等に係る 所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である
- 減免の対象となる保険税(料)令和元・2年度分の国民健康保険税・介護保険料 で、2月~令和3年3月に納期限が設定されているもの※令和2年度分は、 7月発送予定の納税(決定)通知書が届き次第申請してください
- 申詳しくは電話で国民健康保険は保険年金課・介護保険は高齢福祉課へ

後期高齢者医療制度の被保険者の方へ

電話で保険年金課(内319)へご相談ください

国民年金第1号被保険者向け

民年金保険料の免除

→保険年金課(内549)

- ☑国民年金第1号被保険者で、2月以降いずれかの月の所得が 減少し、平成30年中の所得より本年の所得が少なくなるこ とが見込まれる方
- 申①国民年金保険料免除納付猶予申請書②簡易な所得見込額の 申立書(臨時特例用)※2月以降所得が減少していることが 分かる書類(給与明細など)を基に記入してください③本人 確認書類 (顔写真付きの証明書) ④年金手帳をお持ちのうえ、 郵送または直接〒185-8501保険年金課(市役所第1庁舎) または〒190-8580立川市錦町2-12-10日本年金機構立川年 金事務所へ※郵送の場合③④は写しを添付してください
- 申請書・申立書保険年金課で※市HPからダウンロード可 間立川年金事務所☎(042)523-0352
- ☆②記入時に使用した書類は2年間保管してください(申請時) 添付不要)。日本年金機構で審査後、結果を郵送します

その他

国分寺市国民健康保険加入者向け

傷病手当金の支給

→保険年金課(内547)

- | 図 国分寺市国民健康保険に加入していて次の①~③すべてに該当する方 (個人事業主は除く)
 - ①勤務先から給与の支給を受けている②新型コロナウイルス感染症に感 染または発熱などの症状があり感染の疑いがあるため就労できなかった 期間がある③給与の全額または一部が支給されない
- 支給期間就労することができなくなった日から起算して3日を経過した日 (4日目) から就労することができない期間
- 適用期間1月1日~9月30日(水)※入院が継続する場合などは最長1年6か 月まで
- 支給額(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3 ×支給対象の日数※給与などの全部または一部を受け取ることができる 場合は支給額を調整。一日当たりの支給額に上限あり
- 詳しくは電話で保険年金課へ※事業主の証明等が必要

後期高齢者医療制度の被保険者の方へ

電話で保険年金課(内319)へご相談ください。

新型コロナウイルス感染症を踏まえた 難病医療費助成制度の 受給者証等の有効期間を延長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、受給者証等の有 効期間の満了日を自動で1年延長します。新しい受給者証等は、 6月下旬以降に有効期間が終了している方から順に郵送します。 新しい受給者証が届くまでは、現在お持ちの受給者証を使用し てください。

- 図○指定難病の認定患者のうち、受給者証の有効期間が3月1日 ~令和3年2月28日(日)に満了する方
 - ○都単独疾病の認定患者のうち、マル都医療券の有効期間が 7月31日(金)に満了する方
- 産受給者証等の更新手続きは不要です。詳しくは都<mark>Ⅲ</mark>https:// www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/ nanbyo/portal/seido/stopcovid19encho. html(右記QRコードからアクセス可)をご 覧いただくかお問い合わせください



→障害福祉課(内202)

公共施設の再開に向けて 準備を進めています

休業・休館している市内公共施設の再開に向け、各施設ごとに各種団体が示している 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを踏まえ、実施する事業のリスク評価と感染症対 策の検証・検討を行っています。皆さんが安全に、安心して利用できるよう、準備を進 めていますので、しばらくお待ちください。

産施設ごとに段階的に再開します。再開の時期や利用時の注意事項など詳しくは市HP または各施設へお問い合わせください